

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年11月15日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき「(仮称)新川崎F地区計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ゴールドクレスト 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 企画開発部長 野口 直康
	指定開発行為の名称	(仮称)新川崎F地区計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第1種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区新小倉2番
	指定開発行為の目的	住宅団地の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約60,970㎡ 計画人口(計画戸数)：7,542人(2,514戸) 建物高さ：約45m 延べ面積：約224,870㎡
	指定開発行為の施行期間	平成22年度(着手予定)～平成31年度(完了予定)
	環境影響評価の手続経過	平成21年4月17日：条例環境影響評価方法書公告 平成22年2月4日：条例環境影響評価準備書公告 平成22年8月18日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間：平成22年11月15日(月)から 平成22年12月14日(火)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、幸区役所及び中原区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。)
	縦覧場所	川崎市：幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁(環境局環境評価室) (午前8時30分から午後5時00分まで) 横浜市：鶴見区役所及び横浜市役所(環境創造局企画部環境影響評価課) (午前8時45分から午後5時15分まで)
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm